

七夕 クリーン作戦

7月7日



市内の環境を美しくするため、街路などに散乱している空き缶・空きびん回収の市民運動を、今年も春日市環境衛生組合連合会の主催で年2回実施することになりました。

第1回は7月7日(日)に、春日市クリーン作戦と銘打って市民総ぐるみにより実施します。

この運動は、地域内の浄化はもとより、空き缶・空きびんを拾うことにより、「投げ捨て防止」など各自のモラル高揚を訴えるため行うもので、皆さんのご参加をお願いいたします。

7日は午前8時から区長の指揮により、一斉に回収活動を開始します。

なお、当日は傘谷市長も運動PRのタスキをかけて市内を巡回し参加市民を激励します。

—小雨決行—

(協力団体は次ページに掲載)

健康と文化の
公園都市
春日

7.1 60
No. 328

—本号の主な内容—

- 悩みはヤングテレホンへ ㊦
- あの手この手訪問販売 ㊧
- 心身障害者作業所発足 ㊨
- シルバー人材センター ㊩

誕生 ㊰



市報

かすが

発行・編集 春日市役所企画総務課
春日市役所 ☎ (501) 1131

市の人口

総人口	74,960人
男	37,412人
女	37,548人
世帯数	25,447
(6月1日現在)	

今月は納期です

固定資産税	第2期
都市計画税	第2期
国民健康保険税	第2期
国民年金保険料	7月分
市営住宅使用料	7月分
保育所保護者負担金	7月分
下水道受益者負担金	第2期

クリーン作戦

協力団体名

- 主催** 春日市環境衛生組合連合会
春日市
- 後援** 春日市教育委員会
春日市商工会
春日市市長会
春日町内公民館連絡協議会
春日市子供会育成会連絡協議会
春日市婦人団体連絡協議会
同生活学級
同小中学校父母教師会連絡協議会
同青少年育成市民会議
同スポーツ少年団
同商工会青年部
同ボーイ・ガールスカウト連絡協議会

青少年の幸せを願って

7月は、青少年非行防止強調月間です。

また、法務省が主催する「社会を明るくする運動」月間でもあります。

今日、社会環境がめまぐるしく変化し、お父さん、お母さんにとって、子育てが大変むずかしくなっています。しかし、子育てにおいて忘れてならないことは、人間のもつ愛情や優しさを教える、そして

正しく、「しつけ」をするということではないでしょうか。青少年が心身ともにすこやかに育つことは、大人たちすべての願いです。

本市においても、今後、青少年に関するいろいろな施策を積極的に進めてまいります。青少年の育成は、行政の力だけでできるものではありません。家庭、学校、職場、地域社会などの日常の生活の中での市民の皆さんのお力がぜひとも必要です。

いわゆる「市民総ぐるみ」の取り組みが必要だと思えます。

今こそ、市民一人ひとりがより以上に関心を高め、そして助け合い、声かけあって明るい街づくりのために、さらに前進しましょう。

(社会教育課)

青少年健全育成

キャンペーン②

管内非行の概況

▼次のグラフは筑紫野管内の非行少年の年次別補導状況を示したものです。

▼非行少年の年齢別では、中学生が五七・五%を占め、次いで高校生、小学生の順となっています。

▼あいかわらず窃盗、とりわけバイク・自転車などの乗物盗と万引きの多いのが目立ちます。

▼シンナー等乱用少年が著しく増加しています。

▼高校生の喫煙、深夜はいかい等の不良行為も目立っています。

悩みはヤングテレホンへ

(相談時間変更のお知らせ)

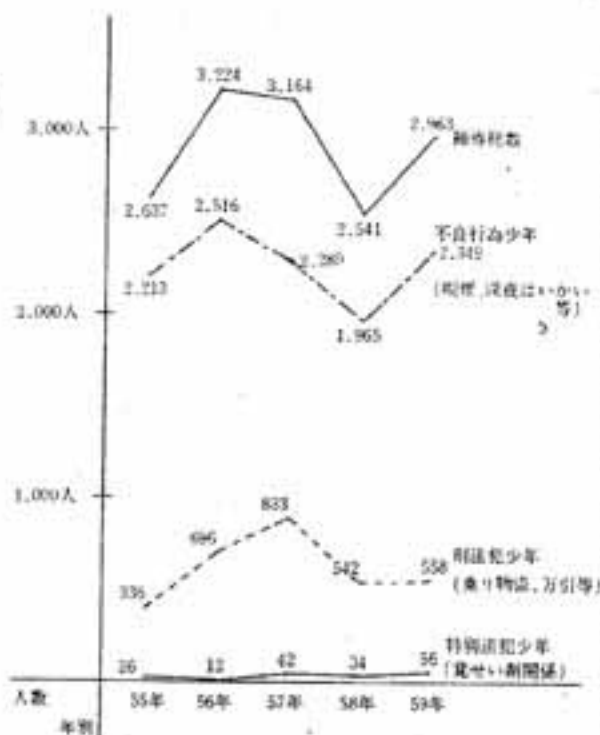
お子様についての悩みや不安はありませんか。

これまで、午後3時からでしたが、本年度からは、午後1時からお受けしております。教育相談の面接にもお応えしますので、ご遠慮なくどうぞ。

- 相談日 毎週火・木・土曜 13時～17時
- 場所 市中央公民館





電話待ってます

イヤニ(なら)ナヤニオ
五八二一七八三〇



あなたが出す音…もしかしたら… 近所にめいわくかけているかも

下の表で、あなたの身のまわりを点検してみましょう。

こんなことに、心あたりがありますか？	YES	NO	あなたも工夫してみましょう。
深夜、早朝に長時間 アイドリングをする。 			深夜、早朝はアイドリングも最小限に。 燃費の節約にもなります。
 テレビ・ステレオを 大きな音で聴いている。			深夜、早朝は特にボリュームを しぼってヘッドホンなどを利用 しましょう。
クーラーを人が寝静まった 深夜までつけている。 			低騒音機種を選び、また設置場 所もよく考え、できれば深夜の 使用は控えましょう。
 犬などのペットが庭で長時間 ほえたり、鳴いたりする。			運動不足、不規則な食事などが 原因になることもあります。 愛情をもって世話をしましょう。
家でピアノを弾くが 防音対策は考えたことがない。 			窓やドアを閉める、ピアノの向 きを変える、隔壁に移す、防音 装置…などの対策を。弾く時間 も考えて。

※ 上の表でYESが多い人ほど要注意です。

日頃、気づかぬうちに騒音で、ご近所にめいわくをかけているの
かも知れません。なにげなく過している生活のひとつひとつに気を
配り、おたがいに快適な生活環境をつくりましょう。

サイドビジネスや内職に、儲かりま
つせ。有利な仕事。とのふれこみで
売られるものがあります。
(自動販売機)。お宅は道路に面して
いるのでよく売れる。置かしてくれ
さえすればいい。と言って、清涼飲料
水などの自販機の契約を勧める。
しかし売れないで、月賦代金と電気
料金の負担に泣く例が多いのです。
(宛名書き内職)。机、ボールペンだ
けでOK。月取ウン万円可能。との新
聞折込広告をみて、申込金(八千円)
を送ったあと、届いた資料でびっくり。
宛名を書くダイレクトメールは自分で
買い取る。宛先リストは自分で探す。
発送費も自己負担といった具合で、つ
まり、業者にとって有利な仕事なので
す。この他、いろいろあるが、注意を
しないと、儲かるのは、高額な講習料
などを取る業者なのです。

あの手この手 訪問販売注意



知っていますか あなたの情報

情報公開制度の 運用状況

利用状況

これまで、情報公開閲覧コーナーで応対しました請求者を区分しますと、(1)「市内に居住、勤務又は在学する個人」からの請求が31人(58年度は49人)、(2)「市内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体」が7人(58年度は2人)、(3)「その他市税納税者」は7人(58年度同じく0人)となっております。また、情報の保管等している機関による区分を請求件数で見ますと(1)「市長部局」71件(58年度は105件)、(2)「行政委員会」9件(58年度は12件)、(3)「議会」6件(59年度から実施)で請求された情報はすべて公開されました。

表でもお分かりのように「住民等」以外からの請求が48人(58年度は47人)となっております。本来「知る権利」が行使できる皆さんからの利用が減少しています。

請求内容

請求者数、請求件数を月別に「表1」で、請求された情報の種別を「表2」で示しています。58

表1 情報公開閲覧コーナーにおける請求者数(ただし、議会は除く。)

昭和60年3月31日現在

月	請求者数(人)				月	請求件数(件)			
	58年度	59年度	58年度	59年度		58年度	59年度	58年度	59年度
4	16(8)	4(3)	20(6)	4(3)	10	4(0)	17(13)	7(0)	6(2)
5	8(8)	2(1)	12(12)	2(1)	11	7(4)	7(2)	7(4)	11(3)
6	14(7)	7(0)	18(0)	0(0)	12	0(1)	4(2)	7(1)	4(2)
7	12(2)	13(10)	12(2)	15(10)	1	2(1)	7(6)	3(1)	7(0)
8	3(5)	7(4)	4(4)	4(3)	2	8(0)	5(2)	6(3)	5(3)
9	4(2)	2(2)	5(2)	2(2)	3	11(4)	11(3)	10(4)	11(5)

備考：(1) 請求者数(ただし、閲覧コーナー受付)

(2) ()内は住民等以外の請求者数です。

昭和58年度	請求者数 98人(47人)	請求件数 137件(46件)
昭和59年度	請求者数 86人(40人)	請求件数 80件(41件)

年度同様に身近な生活環境整備に伴う情報請求から長期的なまちづくり計画まで幅広く情報請求が行われています。

請求された情報内容を一部紹介しますと、環境情報では「溜池保全に関する答申書及び条例案について」、「使用済水銀電池の処理方法について」ほか、まちづくり情報では、「公共下水道事業計画について」、「地区再編成計画について」



情報の引き継ぎ作業

ほか、予算情報では「公私立保育園費決算見込額について」、「東春日幼稚園に対する助成について」ほか、特別職・職員情報では「職員に対する諸手当について」、「議員の報酬の額及び三役、教育長の給与の額の改定について」などです。

以上は、皆さんの請求に応じて義務的開示として応対したものです。市では皆さんの請求によらない「情報公開」として、財政状況の公表、給与実態の公表あるいは本号の情報公開・個人情報保護の運用状況の公表を公表義務制度として、また任意的な情報提供サービスとして、市報かすがの発行・諸資料の刊行を積極的に進めているところ

表-3 情報公開の種類

目的	任意	義務
市民の請求によるもの	任意公開範囲 ・官報の交付 ・行政資料の提供 ・報道機関への提供 ・提供	法定公開範囲 ・条例・規則等の公布 ・財政状況の公表 ・地方自治体の公表 ・情報公開条例の運用の状況の公表 ・個人情報の保管等の公表(ただし、当該個人の利害に重大な影響を及ぼすもの) ・個人情報保護条例の運用の状況の公表
市民の請求によるもの	任意公開範囲 ・情報公開制度の普及 ・個人情報保護の啓蒙 ・資料室、図書室等における閲覧 ・行政資料の提供 ・行政相談等窓口での資料配布	義務公開範囲 ・情報公開制度による制度 ・個人情報保護制度による制度 ・他の法令等に基づく公開義務の履行 ・関係文書の閲覧等

「義務的情報公開制度とは」

豆知識

表-2 請求等の種類別件数 (ただし請会は除く)

昭和60年3月31日現在

種別	件数		種別	件数	
	58年度	59年度		58年度	59年度
まちづくり計画に関する情報	15 (12)	6 (4)	保健衛生に関する情報	1 (0)	3 (1)
予算、財務に関する情報	11 (8)	11 (6)	保健医療に関する情報	2 (1)	1 (1)
環境に関する情報	1 (1)	0 (0)	住環境に関する情報	10 (1)	7 (2)
商工業に関する情報	6 (4)	4 (1)	学校教育に関する情報	3 (1)	3 (2)
住民参加に関する情報	22 (8)	23 (14)	学校教育施設に関する情報	1 (0)	0 (0)
社会福祉に関する情報	2 (0)	0 (0)	青少年関係に関する情報	1 (0)	0 (0)
特別職、職員に関する情報	9 (2)	5 (3)	社会教育に関する情報	4 (0)	2 (0)
土木、河川に関する情報	2 (1)	2 (0)	社会教育施設に関する情報	1 (0)	0 (0)
住民自治に関する情報	5 (1)	2 (0)	その他に関する情報	21 (8)	13 (7)

※()内は、住民等以外の請求件数

市は、個人情報保護の保管等を開始しようとするときは、住民基本台帳法第7条に属している住民票

登録簿作成の実際

あなたの情報
このように保管

個人情報に関する個人の権利として、自己情報の閲覧等(閲覧、再生、謄写、複製)、記録の訂正等(訂正、削除)、例外利用等(例外利用、外部提供)の中止の請求権を、春日市個人情報保護条例(以下「条例」という)で謳っていますが、昭和59年度は閲覧等が1件のみで、他の諸権利の行使は行われておりません。

請求された個人情報の内容は、「昭和・年秋の叙勲及び賜状候補者の内申について」です。

利用状況

個人情報保護制度の
運用状況

本日、お届けしてきます広報あるいは、義務的、便宜的に行われる従来からの情報提供サービスも情報公開です。(表3を参照)このように従来も情報公開が実施されていたのです。

しかし、本市が制度として指す場合は、情報を市民が必要となるに、何時でも情報の開示を請求できるものとして、情報の提供を義務づけ、市民の「知る権利」を保障する制度のことです。

- ① 福祉課福祉係 313件
- ② 市民課市民係 212件
- ③ 市民課経済係 117件
- ④ 管理課管理調整係 115件
- ⑤ 収納課収納係 98件

表-4 個人情報各課別件数・項目数集計表

(59.9.30現在)

	件数			項目数		
	登録簿	例外利用	外部提供	登録簿	例外利用	外部提供
(統一)的	2,280	—	—	25,854	—	—
(不統一)的	17	—	—	36	—	—
総合計	2,297	191	605	25,950	2,270	6,654

の記載事項の範囲内を除いては、すべて登録をしなければなりません。

具体的には、台帳、伝票、申請書様式等のように定形化されたものを登録簿(条例施行規則第3条第2項で定める様式第1号)に登載するのは当然ですが、定形化されていないものや、一度かぎりしか利用しないものであっても登録簿を作成することになります。

しかし、実際は定形化されていないもの等すべてを登録しているわけではありません。理由は、この登録簿作成事務のみに追われ、他の行政サービスの低下を招き、ひいては行政コストの増高につながりかねないと思慮してのことです。当分の間、これらの登録簿作成は見送りますが、登録しないから保護しないということではありません。条例施行までに各課で登録簿を作成しましたがその結果を(表4)で報告します。

ちなみに、登録簿作成件数のベスト5は、



個人情報の登録簿等(個人情報閲覧コーナー)

— 例外利用等記録簿の公表 —

登録簿に記載されている利用の方法及び目的以外に市が利用するときは、本人の同意が大前提となっております。

やむを得ず本人の同意を得ず例外利用又は外部提供を行った場合は、「誰が何の目的で」例外利用等をしたのか、例外利用等記録簿(条例施行規則第7条第4項で定める様式第7号)を作成し明確にしておかなければなりません。

前出の登録簿・例外利用等記録簿は総務課・個人情報閲覧コーナーに備置し、常時閲覧等が可能な体制を整えて皆さんの利便を図っております。

表-5 事前に審議会の意見を聴く事項 (条例第7条第2項第3号関係)

報告番号	個人情報の記録の名称	個人情報の利用の目的	個人情報の内容(記録項目)	収集方法	その他参考となるべき事項
(1)	痴呆性老人名簿(65歳以上)	痴呆性老人を介護している家族の精神的負担の軽減及び介護の基本的処置技術習得し介護人派遣のため	氏名、生年月日、年齢、住所、世帯主名、電話、特徴 【軽度のほけ 重度のほけ	戸別訪問し家族の者(介護者)から直接聴取	生活環境指導員から情報を収集してもらう。 [条例施行規則第6条第1項第3号により本人以外の家族の方(介護人)から収集する]
(2)	一人暮らしの老人名簿(65歳以上)	在宅老人福祉事業として経済的負担の軽減のため独居老人の電話基本料全補助のため	氏名、生年月日、年齢、住所、世帯主名、電話	戸別訪問し本人から直接聴取	生活環境指導員から情報を収集してもらう

— 審議会が厳しく監視 —

「春日市個人情報保護審議会」は、市民、市議会議員、学識経験者の10人によって構成。市の個人情報の保管等、相互利用、情報提供に当たって①個人情報の項目が適切かどうか、②相互に利用する情報は必要最少限のものか、③保護措置は万全かーなど厳しくチェックしています。

表-6 事前に審議会の意見を聴く事項 (条例第10条第3項第5号関係)

報告番号	個人情報の記録の名称	例外利用等の目的	個人情報の内容(記録項目)	例外利用等を行うとする者	その他参考となるべき事項
(1)	建築確認申請受付簿 (保管責任者:建設部管理課)	身体障害者厚生の一環としてカーテン縫製を行う際、新築等の家宅を建て注文を取るための資料として使用したいとのこと	受付番号、受付月日、建築場所、申請者、用途地域、工事種別、建物用途、敷地面積、建築面積、延べ面積、高度地区、計画道路、公共下水道の有無、隣接の有無、前面道路幅員、受取月日、受取印	春日市身体障害者福祉協会	春日市情報公開条例(昭和58年条例第1号)第7条第1項に若しく抵触するとは思われないが、今後営利目的の利用等のトラブルが予想されるため、事前に審議会の意見を求めるものである。

— 情報の相互利用や提供は必要最少限に —

審議会での審議状況を「表5」、「表6」、「表7」でまとめ併せて少し概説を加えることにします。

表-7 事前に審査会の意見を聴く事項 (条例第10条第3項第7号関係)

報告番号	個人情報の記録の名称	例外利用等の目的	個人情報の内容(記録項目)	例外利用等をする者	その他参考となる事項
121	課税台帳 (保管責任者: 市民課税課)	住所持の一人暮らし老人に対する電話基本料全額補助対象者調査のため	氏名、性別、生年月日、住所、市民税所得割額、市民税所得割額、市民税非課税、転入年月日	春日市福祉事務所福祉課	-
122	重度身体障害者の名簿(保管責任者: 福祉事務所福祉課)	重度身体障害者宅の家庭防火査察のため	氏名、住所、生年月日、性別、世帯主	春日・大野城消防本部(特別地方公共団体、一部事務組合)	-
123	寝たきり老人の名簿(保管責任者: 福祉事務所福祉課)	寝たきり老人宅の家庭防火査察のため	氏名、住所、生年月日、性別、世帯主	春日・大野城消防本部	-
124	母子・父子家庭の名簿(保管責任者: 福祉事務所福祉課)	母子・父子家庭の福祉向上 ■母子・父子家庭福祉向上、健全育成のため	住所、氏名、性別、民生委員氏名、生年月日、電話番号	春日市母子家庭福祉会	-

痴呆性老人や一人暮らしの老人をリストアップするため個別調査をしていかに対しては、社会的差別を助長するのではないかと対しては、社会的が集中しましたが生活環境指導員(民生委員)に對する守秘義務の徹底を図ることに留意して、積極的な福祉行政のためには、やむを得ないことで調査が認められました。(この関連の記事が昭和60年2月16日付け、読売新聞、同年3月12日付け、朝日新聞等で紹介されています。)

個人情報収集、保管(個人情報記録及びその記録の保存を含む)及び利用をいう。

「個人情報の保管等」とは

本報告の中の用語について

以上のように、基本的人権を最大限に尊重する立場から真剣に議論、審議されています。

母子家庭福祉会から母子・父子家庭の名簿がほしいということに対しては、母子家庭等ということとを他人に知られるのを嫌がる敏感な内容であり、また名簿を交付することが母子・父子家庭の福祉向上につながることは言い切れないこと、また金自体の使用法、保管方法も危惧されるなどもう少し調査する必要があることから保留となりまし

身体障害者福祉協会から建築確認申請受付簿を閲覧させてほしいということに対しては、利用目的が製品販売の注文を取るなど営業に使用するものであることから福祉団体であっても使用方法に問題があるとして非公開としました。消防署が重度身体障害者及び寝たきり老人の名簿を交付してほしいということに対しては、身不自由等により火災による死傷事故を未然防止するため家庭防火査察のためには、やむを得ないとして、これら名簿の保管管理を十分配慮することを条件に認められました。

「例外利用」とは

市の機関内部(例えば、総務課が登録しているものを税務課が利用するような場合)で登録された目的の範囲を超えて利用する場合を「例外利用」と、また登録された二以上の個人情報の結合・加工するときも例外利用という。

「外部提供」とは

市の機関以外(例えば、国・県及び国県以外の事業者など)のものに提供することを「外部提供」という。



審議会風景

16ミリ映写機操作 技術認定講習会

○日時 7月27日(土)～28日(日)
9時～17時
○場所 市文化会館
○対象 市内に居住、または勤務する成人
○定員 30人
○参加費 700円
○締め切り 7月20日(土)
○申し込み要領 はがきに住所・氏名・所属を記入し、春日市大字下白水634の1 市社会教育課まで(電話でも申し込み可)



子供会対抗中学生男女
バスケットボール大会

男子

優勝 昇町
準優勝 大土居
第3位 小倉春日
須玖南東

女子

優勝 小倉春日
準優勝 紅葉ヶ丘
第3位 小池台
桜ヶ丘

春日西ママバレークラブ

県大会へ

去る6月2日に行われた、全国ママバレーボール中部支部大会において、春日西ママクラブが優勝し、県大会への出場が決まりました。

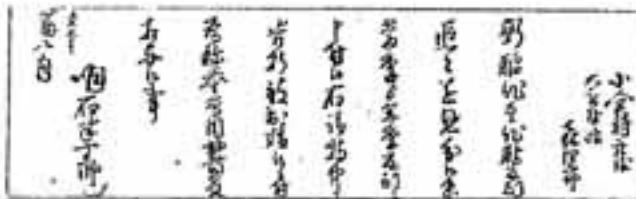


小倉の社 ①
喜四郎文書 (もんじょ)

●江戸幕末のころ、小倉村に大庄屋格を勤めた白水喜四郎翁がいました。翁がのこした庄屋文書(村政と養育等)の37点は、現在末孫にあたる西村繁太郎さんが大切に保存しています。

- どのような文書か、その一部を紹介しましょう。
- 養育方兼申付
- 百姓和藏、喜作へ助力
- 養水備普請
- 悪病流行の年にて
- 御借入金安利率にて
- 産子養育一件二付
- 為救亡父喜四郎指出奇特の至り
- 比恵産産子養育方並親見が締役加役申付
- 作並宣候二付、寸志未指上云々
- 青銅三百文差上げ奇特の至り

●井相田養育方免除
庄屋の役職は、領主または郡代官の命をうけて、村民の年貢納入、道路提防の普請、戸籍、宗門改め、村民の生活上の世話、土地の売買買入の証印(奥印)、領主に対する



郡代官からの褒状

対する権力は、今日の自治体の長とは比較にならないほど強いものでした。
領主の農民統制が確立されればされるほど、庄屋が発行する上申と下達の文書は、数量も増え、内容も多種多様になりました。

しかしながら、現在春日市内に散在する古文書は、他の市町村に比べると極めて少なく、これがため、喜四郎文書は、春日市史を探究する上でたいへん貴重な文書といえます。

皆さまのご家庭で、もし古文書等(地図を含む)又は、所在をご存知の方は、郷土史研究会までご連絡ください。以上をもちまして、「小倉の社」を終稿いたしますが、紙面の都合により、割愛しましたことをお詫びしますとともに、ご教示、ご指導くださいました小倉区の皆さまに、厚くお礼申し上げ終りいたします。

春日市郷土研究会
山田 悠

※次回から「白水の社」を連載いたします。

春日市心身障害者 共同作業所 発足



国際連合は、昭和56年を「国際障害者年」と定め、行動計画を採択しました。それを受けて春日市では、昭和59年に障害者福祉対策長期行動計画を作成しました。その中に雇用の促進をうたっているのですが、その実現の第一歩として、かねてから要望のあった、身体障害者共同作業所を春日市身体障害者福祉協会にお願いして開設することになりました。

6月4日に開所式を行い、就労者が7人、指導者が2人で和裁の仕事を始めました。

また、始まったばかりで、仕事が進まないままに時間が経ち、かかるかも知れません。又、ずっと仕事が続くかどうかともわからない状態ですが、いっしょにがんばりましょう。障害者が仕事の場合と生きがいを得られるようになってもらいたいと思います。

市民のみならず、なにか和裁の仕事などがありましたらお知らせください。よろしくお願いします。

人権を尊重しよう

2年目を迎える「人権擁護委員の日」の6月1日、早朝から、西鉄春日駅前で、人権擁護委員、市三役など関係者によってチラシを配布して広く市民に呼びかけ、人権尊重意識の普及、高揚につとめました。



7月は同和問題

啓発強調月間

7月は「同和問題啓発強調月間」です。

私たちの暮らしの中から、すべての差別をなくすため、市民みんなで、この問題への認識を深めましょう。

1 同和問題の講演と映画会
○日時 7月19日(金)
13時30分～16時

○場所 市文化会館小ホール
○講師と演題
「私たちの暮らしをみなおそう」 明日のしあわせを願って

福岡県同和教育研究協議会
会長 林 力 先生
※お気軽にご来場ください。

主催 春日市
春日市教育委員会

家庭看護法

講習会開催

病気をなおすのは、医師の治療や薬。だけではなく、人間が自然にもっている回復力とその回復力を十分に発揮できるように助けるのが看護のあり方です。

家庭に万一、病人がたどきの看護の方法や病気の予防の簡単な医学知識を習得するための、家庭看護法の講習会を開催しますので受講を希望される方は申し込みください。なお、会場の都合上、定員になりしだい締め切ります。

○日時 7月24日(木)
13時～15時30分

○場所 市役所 西別館3階
大会議室

○内容 老人看護について



○定員 30名
○受講料 無料
○申し込み先
福祉事務所福祉労働係

☎(50) 1131

「ご利用ください」

老人居室整備資金貸付制度
60歳以上の老人と現同居している人、または同居しようとしている人が老人のための専用居室を増築、または改築する場合に、自己資金で整備することが困難と認められるときなど、県から資金が借りられますのでご利用ください。

(資格) 県内(政令都市は除く)に1年以上住所を有し、住民登録をしている20歳以上59歳以下の人

(貸付限度額) 100万円

(利息) 年3%

(償還期限) 10年以内(据置期間6か月を含む)

(申込期間) 7月20日まで

(問い合わせ、申込先)

福祉事務所

福祉課福祉係

☎(50) 1131

春日市シルバー人材センター誕生



高齢者のみなさん！ 家庭や事業所のみならず、春日市に高齢者の方々の生きがいの充実のため、「社団法人 春日市シルバー人材センター」が誕生しました。21世紀を迎え今後ますます高齢化社会となり、高齢になっても健康で労働意欲の旺盛な人たちは増加の傾向にあります。そこで国では、高齢者労働能力活用事業の一環として、これまでとは違った新しい施策を推進し、県下で4番目として本市に「社団法人 春日市シルバー人材センター」が設立され

ました。このセンターの主な内容は次のとおりです。あなたも参加してみませんか。

一、趣旨 シルバー人材センターは、地域の高齢者が共助共働し合うことにより、高齢者の就業を通しての福祉の充実をはかりながら自主的に運営する団体です。

二、基本的な仕組み 地域社会に密着した補助的、短期的な仕事を家庭、事業所から引き受け、これをセンターの登録会員の希望や能力に応じて、請負、又は委任等の形式で提供するという方法で運営されます。

三、就業についての要件 働く者としての誇りといきがい、の充実や社会参加を希望する健康で働く意欲のある高齢者を対象としていますので、生計を維持するための収入を得ることを主たる目的としているわけではありません。

仕事に対する一定の追加的収入を得るとともに就業を通

じて生きがいや過去の職業経験、技術を社会に還元しようとする誇りをもち、またそれを喜びとするものです。

四、会員 市内に居住する60才以上の高齢者で健康に自信があり、働く意欲のある人。

五、仕事の発注について 確実、ていねいな仕事ぶりが好評です。屋内外の軽易な作業、事務、経理、筆記、技能を必要とするもの、個人サービス、折衝、集配、管理的なもの。直接事務局へ申し込み下さい。

お問い合わせ先
 福祉課福祉労働係
 春日市シルバー人材センター事務局 ☎(50) 1131

「いちど参加してみませんか」

春日市児童センターでは、つぎのとおり主催事業の参加者を募集しています。

★冒険クラブ (20人)

毎週(土)14時30分～16時30分 火おこし等野外活動

★アマチュア無線科学教室

月1回日曜日、Aクラス (電気に親しむ) Bクラス (ハム免許に挑戦) 各20人

★田と子のあそび (20組) 月1回第3金曜日、11時～12時 リズム体操や手あそび

★楽しい映画のつどい

7月7日(日) 14時～16時

★星座教室 (40人)

7月7日(日) 18時から夏の星座を天体望遠鏡で観察

★水遊びごっこ (母親と幼児20組)

8月30日までの間の水曜日と金曜日、11時～12時

参加費は無料です。但し冒険クラブ・アマチュア無線教室は入会費が必要です。

◎春日市児童センター

☎(50) 2431



児童センターへ遊びに来てね

—7月1日から開館時間が変わります—

日曜日・火曜～金曜	土曜日
午前 10時から 午後 5時まで	午後 1時から 午後 5時まで



給与所得者の年収基準額(1人の場合)

【第1種】

扶養親族数	収入基準額
1人	2,144,000～3,067,999円まで
2人	2,556,000～3,459,999円まで
3人	2,972,000～3,823,999円まで
4人	3,376,000～4,183,999円まで
5人	3,740,000～4,547,999円まで
6人	4,100,000～4,911,999円まで

市営第1第2種住宅の補充入居者を募集します。これらの住宅に空部屋が生じた場合の補充入居者で募集要領は次のとおりです。

【住宅名】
第1種(若草、大和、上白水)
第2種(若草、双葉、欽修)

【申込資格】①春日市の住民基本台帳に登録し、引き続き1年以上居住または市内の事業所に1年以上勤務している人②申込時の年総純収入が基準内(別表)であること。扶

市営住宅

補充入居者募集

【第2種】

扶養親族数	収入基準額
1人	2,143,999円以下
2人	2,555,999円以下
3人	2,971,999円以下
4人	3,375,999円以下
5人	3,739,999円以下
6人	4,099,999円以下

養親族に老人、障害者がある場合、特別控除が受けられます。

申込者と同等以上の収入があり市内に居住の連帯保証人が1人あること。

【申込方法】申込用紙を7月1日～20日、市民課、財政課および東支所でお渡しし、23～24日(週日)午前9時～午後4時30分まで市役所仮設庁舎2階E会議室で受け付けます。

提出書類は入居申込書、所得証明書(59年分源泉徴収票)、住民簿本各一通

【抽選】8月9日午前10時から市役所仮設庁舎2階C会議室で行います。

(財政課)

春日市母子寡婦福祉会に入会しませんか

「母子家庭」と一言で言っても、御主人の死亡や離婚、遺棄など理由はさまざまですが、こどもの養育や生活費、就職、姑や親戚との関係などの諸問題を抱え、お悩みのことと思います。あなたの悩みはあなただけの問題ではなく、母子家庭全体の問題かもしれません。春日市母子寡婦福祉会には、母子家庭として、こ

若い力で盛りたてる

まちづくり

私たちの区は、春日市の中心に位置し、近隣にはスポーツセンター、文化会館等があります。

昨年4月、小倉区から独立し、本年4月、住民待望の白鷹の共同利用施設(公民館)が落成しました。

戸数は100戸弱で、住民のほとんどが春日市を新しい生活の拠点として、他の都市から転入してこられた方達で、平均年齢も40歳弱の若い区民の

どもを立派に独立させた方がたくさんおられます。先輩の意見を参考にしたいかができる。左記へ連絡していただければいつでも入会できます。

副会長 谷 フデ子
谷 (581) 8173

会長 永田 カネ子
永田 (581) 4171

母子健康手帳の交付は

毎週金曜日です

医療制度の説明や健康相談も同時に行っています。

春日原南

地区世話人決まる

春日原南の60年度地区世話人に、本田義信氏(住所 春日原南町3丁目33番地 自宅 電話(581)4050)が決まりましたので、お知らせいたします。

▽受付時間

9時15分～9時30分

▽場所 健康管理センター

▽持ってくるもの

妊婦届出書・印かん



29 小倉東

区長 宮崎 慶夫



保 健 行 事

予防接種（三種・二種混合）

日 時 7月19日(金) 14:00～15:30
場 所 健康管理センター
対象者および接種方法 6月1日号参照

日本脳炎予防接種

日 時 1回目 7月23日(火) 14:00～15:30
2回目 7月30日(火)
場 所 健康管理センター
対象者および接種方法 6月15日号参照

ツベルクリン反応検査と BCG接種

場 所 健康管理センター
対象年齢 生後3か月から4歳未満
持参するもの 接種日——母子手帳
判定日——母子手帳・印かん・受診票
※料金は無料。6週間以内に水ぼうそう、風しんなどにかかった人は受けられません。

ツベルクリン 検 査	7月3日 (水)	7月9日 (火)	7月10日 (水)
判 定 BCG接種	7月5日 (金)	7月11日 (木)	7月12日 (金)

受付時間 14:00～15:30

献血にご協力を

7月24日(水) 春日東小学校 体育館
8月2日(金) 須玖小学校 体育館
時 間 9:30～11:30 13:00～15:00

夏の防犯運動

○期間 7月1日～31日
○重点目標

- (1) 風俗環境浄化活動の推進
- (2) 暴力犯罪の防止
- (3) 性犯罪の防止

・街ぐるみ
みんなの力でよい環境
・気をつけよう
甘い言葉と暗い道。

募 集 し ま す

小学生バレーボール 教室生

- 期間 7月24日～8月24日
毎週水・土曜日
15時～17時（計8回）
- 場所 勤労青少年ホーム
- 対象 市内に居住している
小学校4年生以上の男女
- 募集人員 50名
- 受講料 350円（スポーツ傷害保険料）
- 主催 市バレーボール協会

○申し込み 往復はがきに住所・氏名・学年・電話番号を記入し、春日市大字小倉658の1
社会体育課まで
☎(571) 3234

○締め切り 7月17日(必着)

国勢調査の調査員

本年10月1日に行われる第14回国勢調査の調査員を下記の通り募集します。

赤十字奉仕団員

赤十字奉仕団は、赤十字の人道愛の精神に基づき、明るく住みよい社会を築きあげていくために必要な事業に奉仕するものです。
この組織は、団員の登録制であり、現在、下記のとおり募集していますので、あなた

も備って応募しましょう。

○基本的要件

- 募集期限 7月10日まで
- 調査区域 春日市内
- 申込先 市民課経済係
☎(901) 1131

自ら進んで赤十字の理想を達成するために、奉仕する意志をもち活動できる人
○主な活動 青少年赤十字の育成・献血の推進・救護活動・社会福祉活動

○申し込み方法

はがきに住所・氏名・生年月日・電話番号・特技を記入し、春日市大字下白水634の1 福祉事務所内日赤春日市地区長宛。8月20日までに申し込んでください。詳細は福祉労働係へ。

休日・夜間当番医

- 問い合わせ先
- 春日大野消防署
☎(571) 1191
 - 県救急医療情報センター
☎(411) 0099

7月の

水道修理当番店

○宅地内漏水修理は

筑紫商会

昼 ☎(581) 6155
夜 ☎(581) 0386

その他は、春日那珂川水道企業団 ☎(571) 7001